

議案第73号

墨田区教育委員会委員任命の同意について
上記の議案を提出する。

平成24年9月28日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区教育委員会委員任命の同意について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を
求める。

記

住 所 東京都江戸川区東小岩二丁目18番12号

氏 名 横 山 信 雄

生年月日 昭和29年1月22日

所属政党 無所属

（提案理由）

平成24年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する
必要がある。

(参考)

横 山 信 雄 略 歴

現 住 所 東京都江戸川区東小岩二丁目18番12号

生年月日 昭和29年1月22日

学 歴 中央大学法学部法律学科卒業（昭和51年3月）

職 歴 等 墨田区役所入所（昭和47年4月）

地域振興部住宅課長（平成3年4月）

企画経営室企画担当課長（統括課長）（平成11年4月）

教育委員会事務局次長（平成16年4月）

福祉保健部長（平成18年5月）

区民活動推進部長（平成21年5月）

墨田区教育委員会委員（教育長）（平成23年5月－現在）

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）（昭和31年法律第162号）

(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。